

定款第 40 条第 2 号に基づく報告事項

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第 40 条第 2 号の定めにより、信用事業再編強化法第 4 条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心な JAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みと JAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出した JAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2 平成 31 年 3 月 14 日変更の主な内容

平成 31 年 3 月 14 日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認されました。

総合事業経営の継続を第一として、総合事業経営は JA のみに認められているとの認識のもと、個々の経営体および JAバンクシステムの健全性・安全性について、社会全体から盤石の信頼を得るため、主に以下のとおり変更され、適用されることとなりました。

- (1) 中央会系統の組織変更に伴う対応
 - a 従来、中央会系統と共管してきた要改善 JA 制度について、所要の指導範囲の見直しを行ったうえで、JAバンク単独の制度として再構築する。
 - b 必要があるときは、中央会系統と連携を図る旨を規定する。
- (2) JAバンク指導範囲の見直し
 - a 要改善 JA 指定基準について、ストレステスト後自己資本比率に一本化のうえストレス内容を拡充する。
 - b 資産精査実施基準について、経営体力に比して投資規模が大きな JA などを対象先に追加する。
 - c 風評リスクや総合事業運営に疑義が生じるリスクに対処するため、経営に重大な影響を及ぼしうる事案は、信用事業に限らず指導対象とする。
- (3) その他
 - a 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合の JAバンク指導の枠組みを追加する。
 - b 東日本大震災の震災特例支援の終了に伴い、当該支援に関する項目を削除する。
 - c 系統預け金の預入義務について、農林中金の預金施設見直しに伴う必要な手当てを行う。

(4) 適用日

各変更項目の適用日は以下のとおりです。

- (1) a、b、(2) c：平成31年9月末日
- (2) a、b：平成32年度（平成31事業年度決算報告から）
- (3) a：平成31年度
- (3) b、c：当該承認の日（平成31年3月14日）

以 上